

明石市からのお願い

よりよい

介護サービス提供のために

介護現場のハラスメント防止について



ハラスメントを防止することが、サービスを継続して円滑に利用できることにつながります。

皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

ハラスメントの具体例

分類	内容	例
身体的暴力	相手の身体に直接危害を及ぼす行為	ものを投げつける／つばを吐く／たたく／つねる／手を払いのける／蹴る
精神的暴力	個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為	大声を出す／怒鳴る／特定の職員にいやがらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する／威圧的な態度で文句を言う／無視する
セクシャルハラスメント	意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的いやがらせ行為	必要もなく手や腕をさわる／抱きしめる／ヌード写真を見せる／性的な話をする／下半身を丸出しにする
その他	悪質クレームやストーカー行為など	特定の職員につきまとう／長時間の電話／利用者や家族が事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる

※認知症等の病気または障害の症状として現れた言動や行動については、より良いケアにつながるよう、介護サービス事業所や介護施設がケアマネジャー、主治医等医療機関と相談して対応していきます。

以上のような行為は、ハラスメントに該当し、サービスの提供ができなくなる可能性があります。

ハラスメントによる介護職員の離職を防ぎ、介護職員が安心して働ける環境を整えることは、皆様への適切な介護サービスの提供につながります。

住み慣れた地域で安心して暮らしていただくために、利用者一人ひとりが介護サービスの適切な利用にご協力ください。



利用者も 働く人も 気持ちよく